

AFTC Consumer Report Vol.30

コンシューマー・レポート -2014年1月-

「AFTC コンシューマー・レポート」は、公取協で受付けた消費者からの相談の受付状況や相談においてみられる問題点、及び消費者関連の事業等について、皆様に情報としてご提供しています。

トピックス

○最近、購入した中古車の「修復歴」に関する相談が増えています。修復歴については、その有無を購入者に伝えるだけでなく、その部位について説明することも重要です。事業者の皆様は、購入者へ車両の状態に関する情報を十分に提供するよう、心がけてください。

・トラブル事例や未然防止のための販売店の注意点については、次ページを参照ください

□発行：一般社団法人 自動車公正取引協議会

Automobile Fair Trade Council

消費者関連部

□お問合せ：03-5511-2111(代表)

中古車の「修復歴」に関する相談(未修復の状態であった)

最近、公取協の相談室には、中古車の修復歴に関する相談が増加しています。ここでは、実際にあった相談事例をもとに、その考え方を解説します。

トラブル事例

「修復歴有」と表示されていた中古車を購入したが、実際にはその部位は直っていなかった

先日、「修復歴有」と表示されていた中古車を購入。契約時には、「フロントに小さい事故をしたことがある車だが、走行には支障はありません」と言われた。しかし、納車直後からまっすぐに走らず、また異音もすることから、気になって他の販売店に見てもらったところ、修復歴があると聞いていた部位は実際には直っておらず、未修復の状態であることが判明した。販売店にそのことを伝えたが、「現状販売なので対応できない。そもそもノークレーム・ノーリターンと伝えたはずだ」の一点張り。せっかく買った車なのに、納得がいかない。

問題点 及び 必要な対応

①未修復の中古車(事故現状車)を販売している

⇒走行上、問題のないよう修復した上で、修復歴車として販売する必要がある

②販売した車両に隠れた瑕疵があるにもかかわらず、無償修理に応じていない

⇒車両に隠れた瑕疵(修復されていない部位)があることが判明した場合、

販売店は無償修理(修復)に応じることが必要(修理・修復不能の場合、解約に応じることが必要)

※現状販売(整備なし、保証なし)であっても同様

事例についての解説

修復歴は、そのクルマの価値や車両状態を図る重要な要素であることから、一般消費者がそのクルマを購入するかどうかの重要な判断基準であると言えます。

このケースでは、購入者は「修復歴がある旨」の説明を受けてはいますが、実際には修復されていない未修復の中古車(事故現状車)であり、走行上問題もあることから、**契約時から「隠れた瑕疵(※)」があったと考えられます**。民法では、**売買の目的物に隠れた瑕疵があったときは、購入者は販売店に対し、損害賠償請求(無償修理)又は隠れた瑕疵が修理不能で売買の目的を達成できない場合には売買契約を解除する権利を認めています**。したがって、このようなケースでは販売店は無償修理に応じ、また修理・修復ができない場合には契約解除に応じる必要があります(**販売店がその瑕疵を知っていたか否かは関係ありません**)。

また、販売店は「ノークレーム・ノーリターン」を主張し、無償修理の要求を拒否しているようですが、消費者契約法では、「**事業者の損害賠償の責任を免除する条項の無効**」、「**消費者の利益を一方的に害する条項の無効**」等が定められています。これにより、**消費者は「ノークレーム・ノーリターン特約」の無効を求められることになり、販売店はこれに応じる必要がある(特約は無効となり、瑕疵担保責任を負う)**と考えられます。

(※)隠れた瑕疵… 購入者が、通常の注意を払っても発見できないような、中古車に当然予想される通常の自然損耗とはいえない不具合や欠陥で、売買の際に分からなかったもの

会員の皆様におかれましては、上記のようなトラブルを起こさないよう、車両のチェック、及びプライスボード並びにコンディションノート等の書面表示の徹底により、車両状態をお客様に十分に伝えて販売するよう、注意してください。

○コンディションノートについての詳細は[こちら](http://www.aftc.or.jp/am/kiyaku/chuuko/hinshitsu.html) (<http://www.aftc.or.jp/am/kiyaku/chuuko/hinshitsu.html>) をご覧ください。